

町民課からのお知らせ

住民基本台帳カード交付等の

サービスの一時停止について

総合行政システムの入替作業に伴い、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）のサービスがご利用いただけなくなります。ご迷惑おかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

一時停止するサービス

1. 住民基本台帳カードの交付等

一時停止期間

9月1日(月)～5日(金)



越生町のマスコット「うめりん」

2. 住民基本台帳カードを利用した転入、転出届
3. 住基ネットでの住民票の写しの交付（広域交付）
4. 電子証明書の発行および更新

問 町民課 住民担当

TEL 内線 123・124

ご応募お待ちしております

交通指導員を募集します

児童、生徒の登下校時間帯における安全確保のため、交通指導員（男女問わず）を募集します。

募集人数 1名

応募資格 次の条件を全て満たす方

○町内に居住する20歳以上70歳未満の方

○健康で交通安全活動に従事できる方

職務内容・時間

- ①登下校時間帯（原則午前7時30分～8時30分、午後3時～4時）における交通指導（月間概ね40時間）
- ②交通安全教室等における交通指導やイベント等における交

通指導やイベント等における交

健康福祉課からのお知らせ

特別障害者手当・障害児福祉手当のご案内

重い障害のために常時介護を必要とし、支給要件を満たす方へ特別障害者手当、障害児福祉手当が支給されます。該当すると思われる方は、健康福祉課に申請してください。

○特別障害者手当

支給金額 月額26,000円（所得制限あり）

対象者 在宅で日常生活において重度の障害により介護を必要とする20歳以上の方

※施設に入所中の方や3カ月以上継続して病院または診療所に入院している方は手当を受取ることはできません。

○障害児福祉手当

支給金額 月額14,140円（所得制限あり）

対象者 在宅で重度障害児の方（20歳未満）

※施設に入所中の方や障害を支給事由とする年金を受給している方は手当を受取ることはできません。

ん。

問 健康福祉課 福祉担当

TEL 内線 113・114

る交通整理活動（年間5回程度）

報酬 月額42,000円

任期 平成28年3月31日まで

（再任可）

待遇 制服および装備品を貸与します。また、普通傷害

保険に加入します。申込み 総務課窓口備え付け



の申込書に必要事項を記入のうえ、8月22日(金)までにお申し込みください。選考方法 書類選考および面接により決定します。

問 総務課 自治振興担当

TEL 内線 215

越生町メール配信サービスをご利用ください

町では『越生町メール配信サービス』を、本年4月1日から実施しています。本サービスは、防災・防犯情報や暮らしに関する情報を、希望する方の携帯電話やパソコンにメールで配信するものです。ぜひご登録ください。

登録方法 メールアドレス (ogose@entry.mail-dpt.jp) を直接入力、または右のQRコードを読み取り、空メールを送信してください。自動的に返信されますので、画面の表示に従いご登録ください。



問 総務課 自治振興担当 TEL 内線 215

水を大切に

使用水量が多くなつていませんか？漏水対策を忘れずに！

みなさんのご家庭では、資源の節約や経費節減のために水の節約を行っていると思います。節水とあわせて水漏れの確認も定期的に行いましょう。宅地内の漏水は、水道料金に大きく影響します。早期の発見、修理に努めてください。

漏水を確認するには

- 水道の使用量が前回と比べて急に増えているといったことがありませんか。地下や床下など、見えないところで水が漏れている可能性があります。そのような時は次のようにしてください。
- 1 宅内の全ての蛇口を締めます。
- 2 水道メーター（量水器）のふたを開けパイロット（写真参考）を確認します。
- 3 パイロットが少しでも回っているところから水漏れしています。
- 4 修理は、町の指定水道工事店に依頼してください。この際の修理代は、お客さまの負担になります。
- 5 メーターボックス内の水抜きバルブ（写真参考）を閉めると水の流れを止めることができます。



漏水により水道料金が高額になった場合には

お客さまが適正な管理をしていても発見することが困難な地下漏水につきましては、料金の一部を減免する制度があります（水洗トイレや蛇口等からの漏水は減免の対象となりません）。

ただし、減免を受けるためには、漏水箇所の修理を越生町水道課が指定している業者が行うことなどの条件があります。詳しくは水道課までお問い合わせください。

☎水道課 庶務担当
TEL 292-3002



税務課からのお知らせ

新・増築家屋の調査にご協力ください

町では、家屋の固定資産税評価額算定のため、平成26年1月2日以降に新築および増築された家屋を対象に調査を実施しています。車庫や物置などの新築や多少の増築をした場合も、調査の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

※調査員（税務課職員）は、固定資産税評価補助員証を携帯しています。不審と思われるときはご連絡ください。

町では、家屋の固定資産税評価額算定のため、平成26年1月2日以降に新築および増築された家屋を対象に調査を実施しています。車庫や物置などの新築や多少の増築をした場合も、調査の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

調査にあたっては、あらかじめ日程を調整し税務課職員がお伺いします。なお、事前に調査日を指定したい場合は、希望される日時をご連絡ください。（土・日曜、祝日を除く）

町では、家屋の固定資産税評価額算定のため、平成26年1月2日以降に新築および増築された家屋を対象に調査を実施しています。車庫や物置などの新築や多少の増築をした場合も、調査の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

調査にあたっては、あらかじめ日程を調整し税務課職員がお伺いします。なお、事前に調査日を指定したい場合は、希望される日時をご連絡ください。（土・日曜、祝日を除く）

町では、家屋の固定資産税評価額算定のため、平成26年1月2日以降に新築および増築された家屋を対象に調査を実施しています。車庫や物置などの新築や多少の増築をした場合も、調査の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

調査にあたっては、あらかじめ日程を調整し税務課職員がお伺いします。なお、事前に調査日を指定したい場合は、希望される日時をご連絡ください。（土・日曜、祝日を除く）

☎税務課 課税担当
TEL 内線 134・135

越生町への寄附

7月1日から新しく「越生町魅力あるまちづくり寄附金条例」に基づく寄附制度が始まりました。早速「ハイキングのまちづくりの推進に関する事業」への寄附をいただきました。ありがとうございました。



有限会社 越生エルピーガス 様 60,000円